



# 中小企業の事業再生支援の強化について

平成21年5月

中小企業庁

# 目次

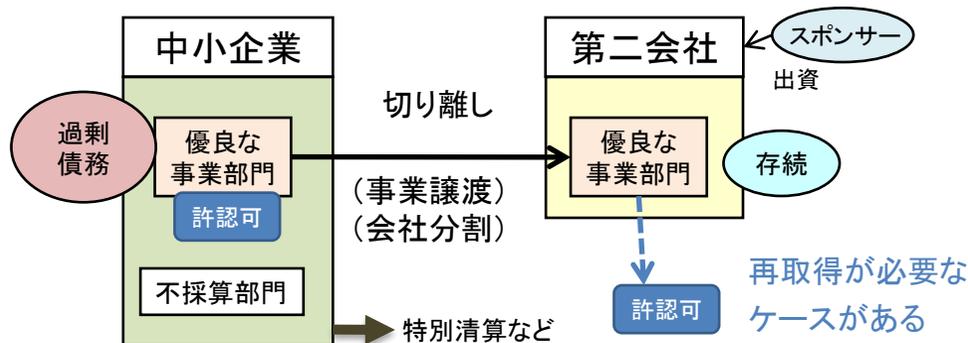
I	事業再生支援の概要	3
II	中小企業再生支援協議会の活動実績	
	・ 活動の実績	4
III	改正産業活力再生特別措置法	
	・ 改正の目的、概要	5
	・ 第二会社方式による事業再生	6
	・ 中小企業承継事業再生計画の申請・認定の流れ	12
IV	中小企業再生支援協議会の機能強化	
	・ 機能強化の現状	14
	・ 平成21年度の目標	15

# 事業再生支援の概要

## ➤ 協議会実績

◇相談件数 17,338件、再生計画策定 2,105件、雇用確保132,089人(平成21年3月31日末時点)

## ➤ 中小企業の第二会社方式による中小企業承継事業再生計画の認定制度を創設



## ◇ 支援措置

- ①: 事業に係る許認可を承継できる特例
- ②: 登録免許税・不動産取得税の軽減
- ③: 金融支援

## ➤ 機能強化

### ◇ 中小企業再生支援全国本部の強化

- ・ 常駐専門家の増員
- ・ 秘密保持規定の見直し
- ・ 専門家人材の紹介機能の強化

### ◇ 協議会の案件対応能力の向上

- ・ 基準の統一化
- ・ 常駐専門家の増員
- ・ デューデリジェンス費用の助成拡大

## ➤ 今後の取組の強化

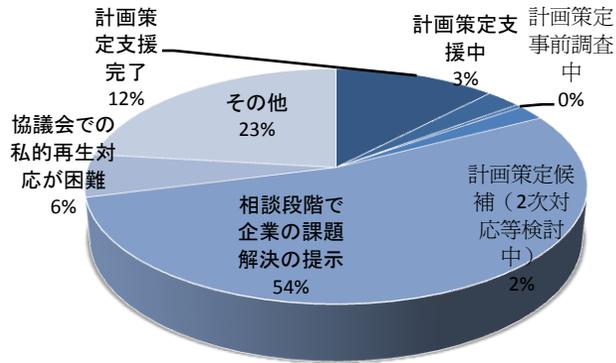
### ◇ 平成21年度予算の拡充

当初50億円+補正4.7億円(20年度予算45億円。補正予算は審議中)

- ・ 常駐専門家の増員
- ・ デューデリジェンス費用の増額

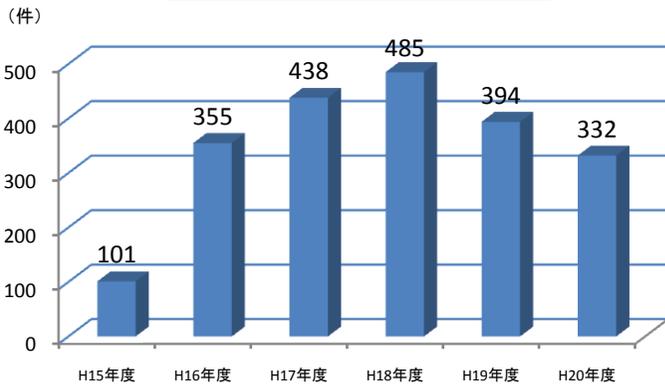
# 平成20年度 中小企業再生支援協議会 活動の実績

## 窓口相談対応



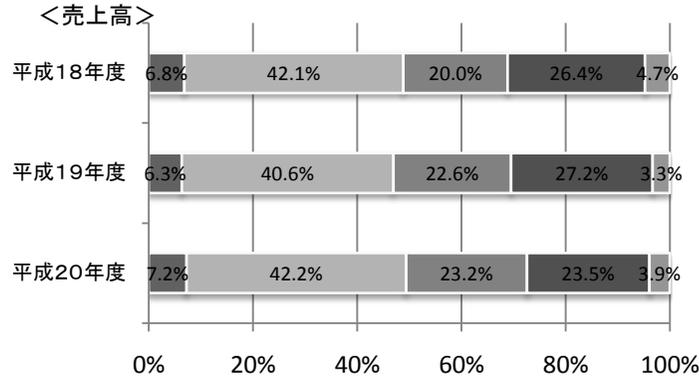
・相談企業17,338社のうち、9,301社(約5割)は資金繰りに関するアドバイス、関係支援機関の紹介等により、再生計画策定の段階に至る前に問題が解決。

## 再生計画策定完了

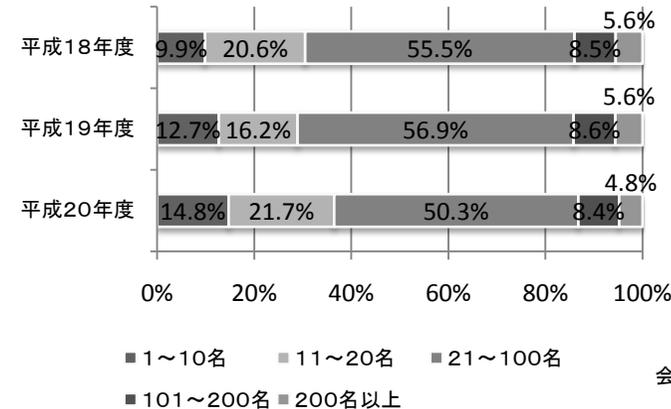


・平成18年度を境に減少に転じている。  
・これまでの累計は2,105件。

## 企業規模

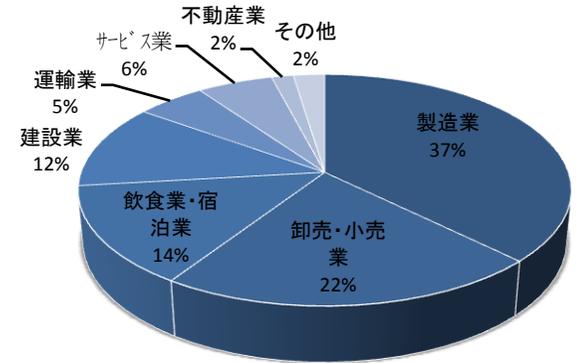


## <従業員数>



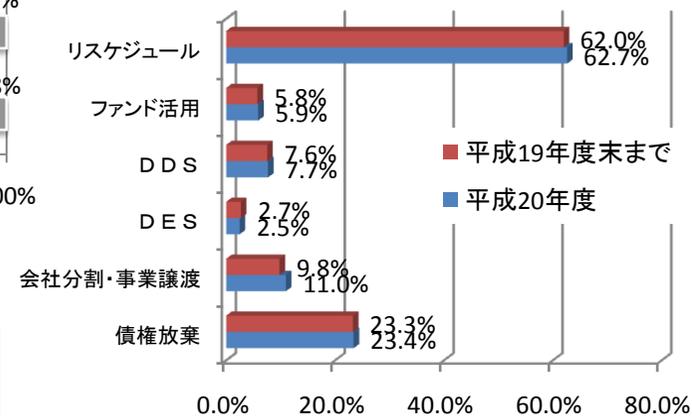
・小規模から比較的大きな中小企業まで幅広く対応。  
・再生計画策定完了案件についてみると、平成20年度は、売上高5億円以下の企業の割合が増加している。  
・従業員規模では、20名以下が増加傾向にあり、21~100名の割合が昨年に比べて下がっている。

## 業種特性



・業種別にみると、製造業、卸売・小売業、飲食・宿泊業の順に多い。

## 再生手法



・債権放棄の微増の原因は、会社分割・事業譲渡を行う第二会社方式の増加による。

# 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

## 改正の目的

- 平成20年9月に閣議決定した「新経済成長戦略改訂版」を実行に移し、資源価格の不安定化や世界的な金融危機などの経済構造の急激な変化への我が国産業の積極的な対応を支援し、雇用を下支えするとともに、将来に向けた雇用創出を図る。
- そのため、事業者の資源生産性の向上、円滑な資金供給の実施、他の事業者の経営資源を有効に活用して新たな付加価値を創出する事業活動（オープン・イノベーション）の推進等を図るとともに、地域経済を支える中小企業の事業再生支援をより一層強化する。

## 改正の概要

### ■ 資源生産性の向上

- 事業者が資源生産性の向上を図るための「資源生産性革新計画」や、資源制約による経済構造変化に対応して、事業者が新たな市場の開拓が見込まれる製品を生産する「資源制約対応製品生産設備導入計画」を追加し、税負担の軽減（即時償却）等の支援を行う。（産業活力再生特別措置法）

### ■ オープン・イノベーションの推進

- オープン・イノベーションにより新たな付加価値を創出する事業活動等に対し、（株）産業革新機構を通じた資金供給等を行う体制を整備する。（産業活力再生特別措置法）
- 共同研究開発成果の実用化のため、研究組合から株式会社への転換規定を整備するほか、産業技術総合研究所等が研究組合に参加することを可能にする。（鉱工業技術研究組合法）
- 企業の産業技術総合研究所等との共同研究を税制優遇の対象とする。（産業技術力強化法）

### ■ 中小企業の事業再生支援の強化

- 財務状況が悪化している中小企業者の事業を他の事業者へ承継させ、その再生を図ることを支援するため、新たに「中小企業承継事業再生計画」の認定制度を創設し、事業に係る許認可の承継、税負担の軽減、低利融資等の支援を行う。（産業活力再生特別措置法）

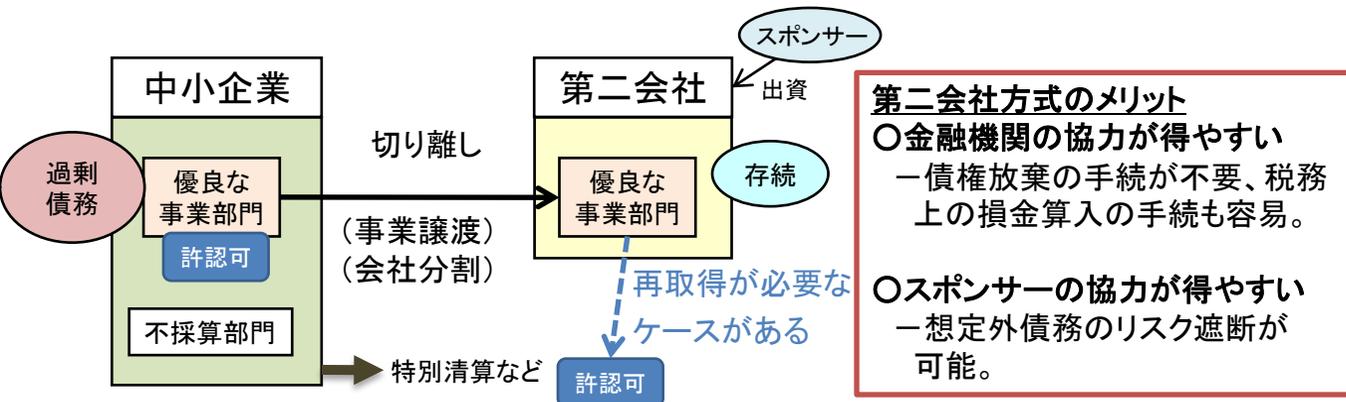
### ■ 円滑な資金供給の実施

- 認定事業者等が事業再構築等に必要な融資・出資を円滑に受けられるようにするための措置を講じる。（産業活力再生特別措置法）

# 第二会社方式による再生支援のための改正産活法について

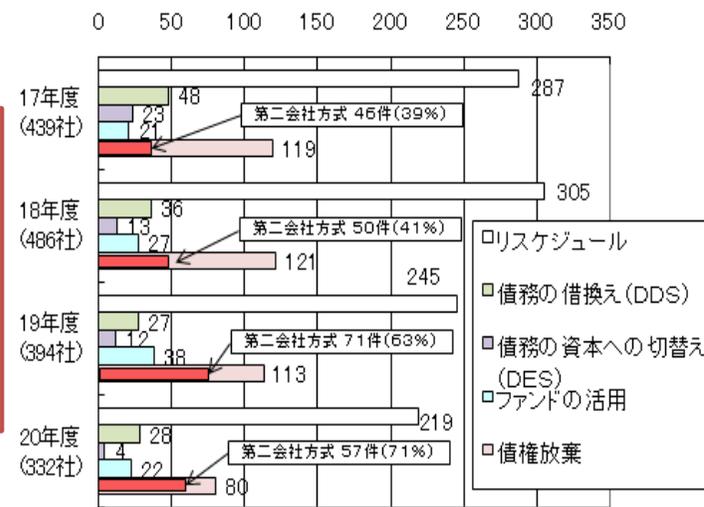
➤ 中小企業の**第二会社方式**による再生計画(**中小企業承継事業再生計画**)の認定制度を改正産活法において創設。

## ◆中小企業の事業再生に有効な「第二会社方式」



**第二会社方式のメリット**

- 金融機関の協力が得やすい  
—債権放棄の手続が不要、税務上の損金算入の手続も容易。
- スポンサーの協力が得やすい  
—想定外債務のリスク遮断が可能。



## ◆「第二会社方式」が抱える課題に対する支援が必要

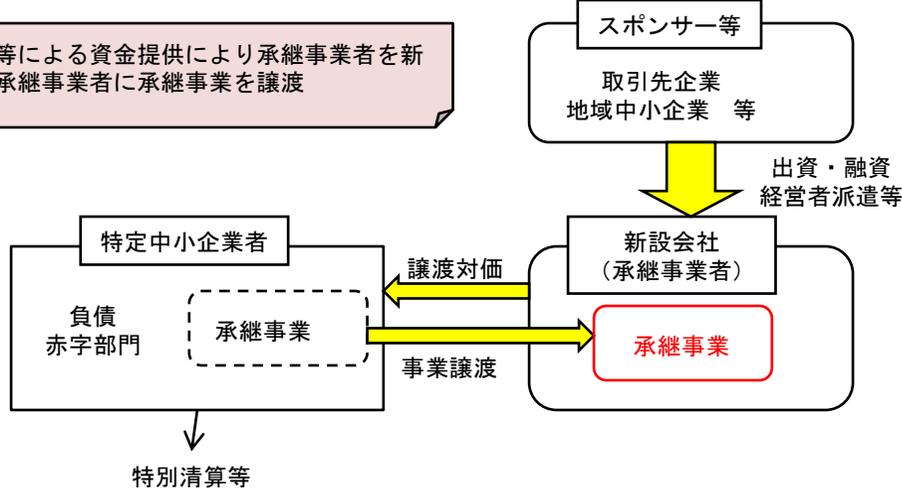
- 課題①: 第二会社が営業上の**許可**を再取得する必要がある場合、**事業期間に空白が発生**。
- 課題②: 事業用不動産等の移転に伴う**税負担が発生**。
- 課題③: 事業取得などのために、**新規の資金調達**が必要。

- 措置①: 事業に係る許可を承継できる特例**  
➤認定要件として、**雇用と取引先の維持を規定**。
- 措置②: 登録免許税・不動産取得税の軽減**  
➤登録免許税:(不動産登記)0.80%→0.20%など、各種税率を軽減。  
➤不動産取得税:(土地)3.00%→2.50%、(建物)4.00%→3.30%に軽減。
- 措置③: 金融支援**  
➤日本政策金融公庫の低利融資(基準金利-0.9%)  
➤信用保険の別枠化(普通:2億円、無担保:8千万円、特別小口:1250万円)  
➤投資育成会社による出資対象範囲の拡大(資本金上限枠3億円の引上げ)

# 支援対象とする会社分割又は事業譲渡の類型

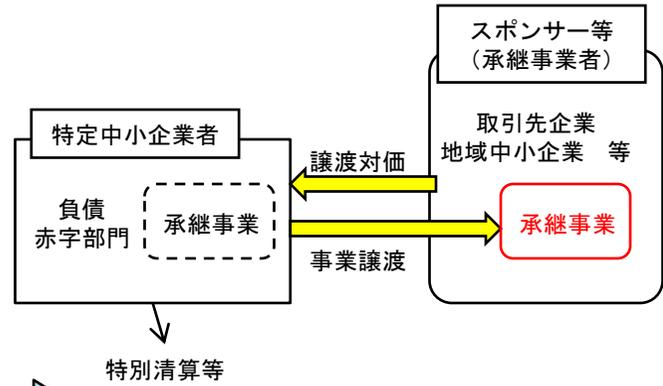
## (1) 新設譲渡型

スポンサー等による資金提供により承継事業者を新設し、当該承継事業者に承継事業を譲渡



## (2) 既存譲渡型

スポンサー等が自ら承継事業者となり、当該承継事業者に承継事業を譲渡

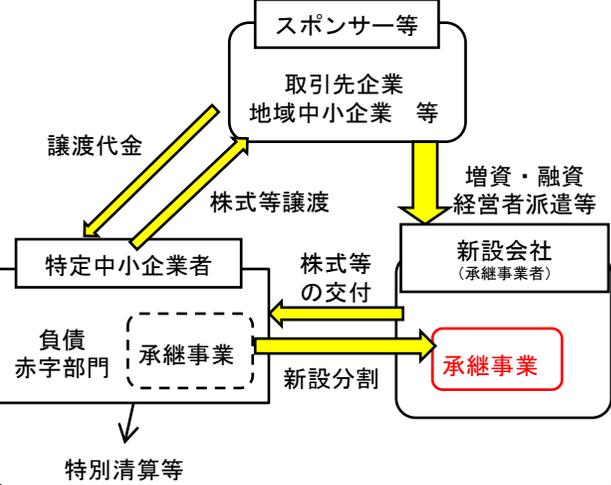


第二会社が新設会社

第二会社が既存会社

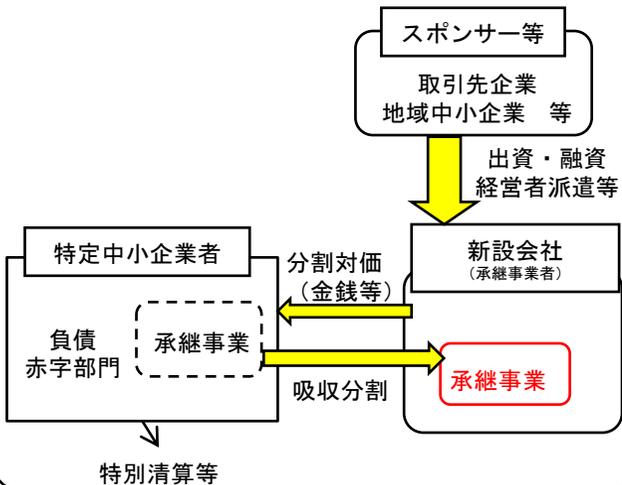
## (3) 新設分割型

新設分割により新設される会社が承継事業者となり承継事業を承継。スポンサー等は、承継事業者の株式取得や増資等を実施



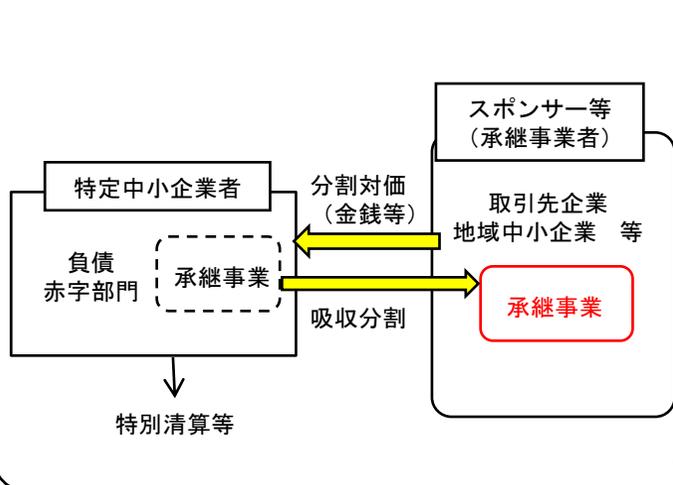
## (4-1) 新設会社吸収分割型

スポンサー等による資金提供により承継事業者を新設し、当該承継事業者が、吸収分割により承継事業を承継



## (4-2) 既存会社吸収分割型

スポンサー等が自ら承継事業者となり、当該承継事業者が、吸収分割により承継事業を承継



事業の承継が事業譲渡

事業の承継が会社分割

# 検討中の認定要件

## <法律上の要件>

## <具体的なイメージ(指針等で指定)>

基本指針に照らし適切である(第39条の2第4項第1号)

(法第2条第21項)  
過大な債務を負っていること等によって財務の状況が悪化していること

(法第3条第2項第9号)  
中小企業承継事業再生による事業の強化

(法第3条第2項第9号)  
中小企業承継事業再生の実施方法

(法第39条の2第4項第2号)  
円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

(法第39条の2第4項第3号)  
特定中小企業者の経営資源が著しく損失するものでないこと

(法第39条の2第4項第4号)  
従業員の地位を不当に害するものでないこと

(法第39条の2第4項第5号)  
取引先の相手方事業者の利益を不当に害するものでないこと

計画申請時点で、有利子負債/CF(キャッシュフロー) > 20 (数値はP)

計画終了時点で、①有利子負債/CF ≤ 10、②経常収支 > 0

既存又は新設する事業者への吸収分割又は事業譲渡、及び新設分割により特定中小企業者から承継事業者へ事業を承継するとともに、事業の承継後、特定中小企業者が清算するものであること

公正な債権者調整プロセスを経ていること

➢債権者調整が適切になされているものを認定するため、公正性が担保されている以下の手続を経ていることを要件とする

- ✓再生支援協議会
- ✓RCC企業再生スキーム
- ✓事業再生ADR
- ✓企業再生支援機構(P)
- ✓私的整理ガイドライン
- ✓民事再生法 等

第二会社の事業実施における資金調達計画が適切に作成されていること

営業に必要な許認可について、第二会社が保有、又は取得見込みがあること

➢承継事業者が営業には、承継する事業に係る許認可が必要であるため、以下のいずれかを満たすことを要件とする

- ✓本支援措置の許認可承継特例を用いて行政庁の同意が得られること
- ✓第二会社が既に許認可を取得している、又は取得する見通しがあること

承継される事業に係る従業員の概ね8割以上の雇用を確保 (承継時点\*)

\*計画の実施期間中においても雇用維持を最大限図るよう努力規定を設ける

従業員との適切な調整が図られていること

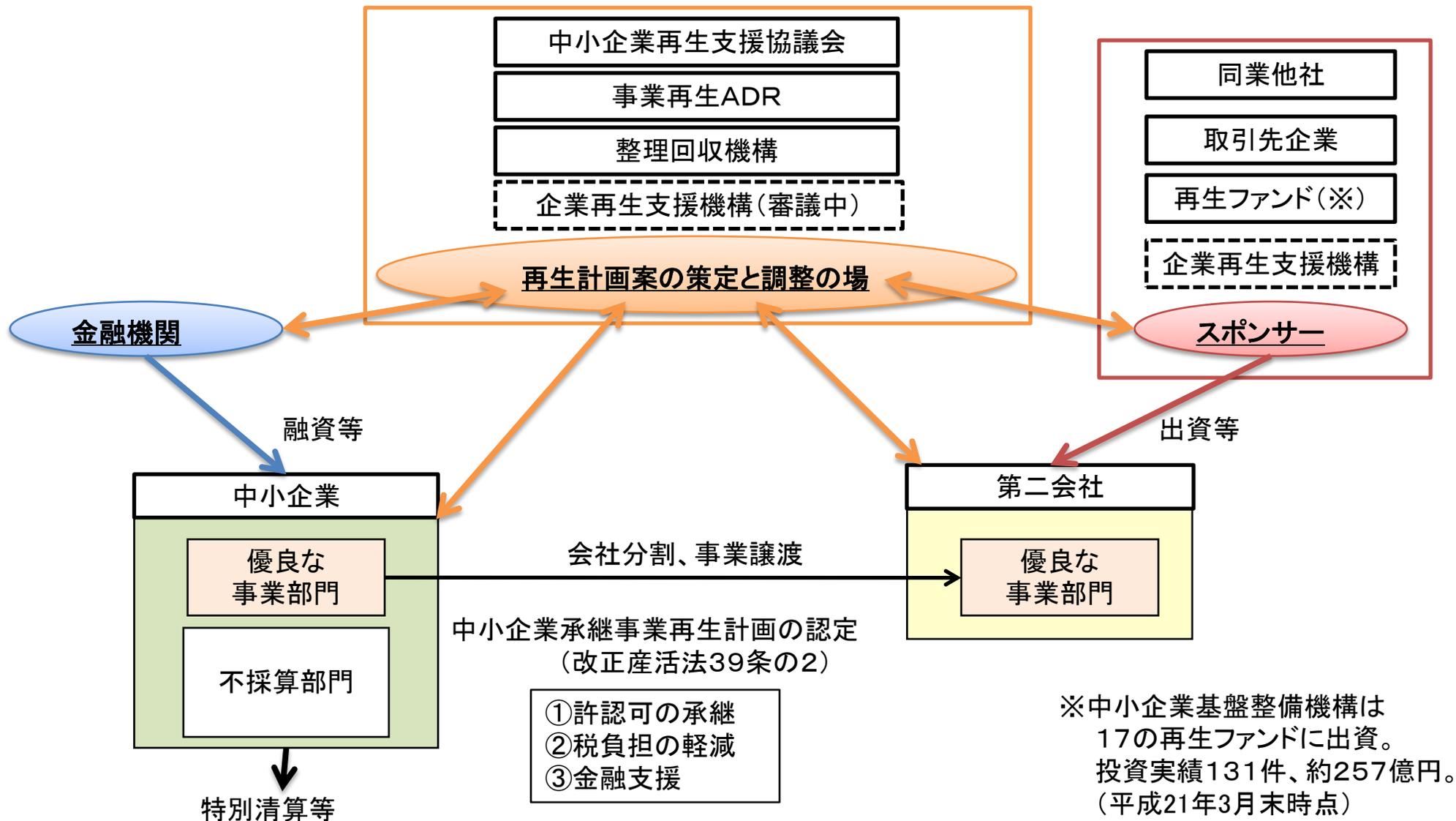
➢労働組合等への説明や調整が行われていること

取引先企業への配慮

➢旧会社の取引先企業の売掛債権を毀損させないこと

# 「第二会社方式」による事業再生の関係者

○ 第二会社方式による事業再生を促進するためには、再生計画案の策定・調整の場と、スポンサーの登場が重要。



# 改正産活法案の法令体系図

(第1条) 産業活力の再生、国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業構造の革新

(第5条第1項)

事業再構築計画

(第9条第1項)

経営資源融合計画

(第11条第1項)

資源生産性革新計画

(第31条第1項)

経営資源活用  
新事業計画

(第7条第1項)

経営資源再活用計画

(第14条第1項)

事業革新設備導入計画

(第16条第1項)

資源制約対応製品生産設  
備導入計画

(第39条の2第1項)

中小企業承継事業  
再生計画

(第39条の2第3項)

特定許認可等を  
規定

それぞれの計画類型における申請手続や申請書類について規定

(第3条等)

それぞれの計画類型についての目標や認定要件について規定

(第4条等)

事業分野別指針 等

(第40条第1項)

中小企業再生  
支援指針

改正産活法案

政令

施行規則  
(主務省令)

基本指針等

その他指針  
等

# 中小企業再生支援指針について

- ◇ 中小企業の事業再生を適切に支援することを目的に制定(産活法第40条)
- ◇ 国、地方公共団体、中小企業基盤整備機構(中小機構)及び認定支援機関が講ずべき支援措置について規定。

## 中小企業再生支援指針

### 基本的事項 (40条2項1号)

- 中小企業の特性を踏まえ、きめ細かな再生支援の対応
- 事業の見直し、財務の改善を通じた経営改善の促進、企業活動継続の支援
- 国、地方公共団体、中小機構等の相互連携、既存施策を十分活用した再生支援

### 国が講ずべき措置

- ・施策の総合的な実施  
(金融支援、人材育成、  
新事業開拓の支援等)

### 地方公共団体が 講ずべき措置

- ・特性に応じた施策実施

### 中小機構が 講ずべき措置

- ・地方公共団体、認定  
支援機関との連携
- ・情報提供・助言

### 認定支援機関が講 ずべき措置

- ・相談実施
- ・再生計画作成支援
- ・外部専門家活用

### 支援内容 (40条2項2号)

### 支援体制 (40条2項3号)

- ・関係団体との連携体制  
の構築

- ・中小企業支援センター  
等の活用
- ・県内支援機関との連携

- ・再生ファンドへの出資
- ・認定支援機関との  
連携

- ・中小企業再生支援協  
議会の設置
- ・人材確保・有効活用

### 配慮事項 (40条2項4号)

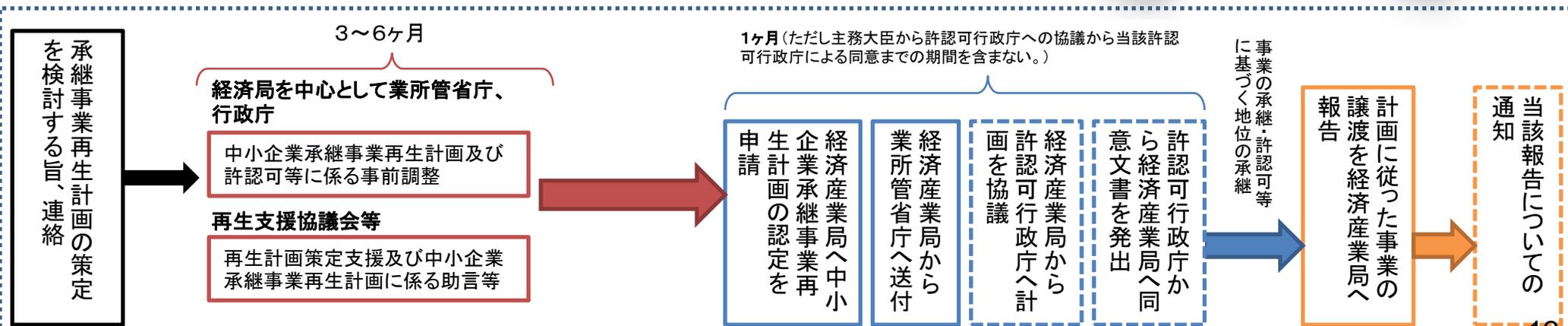
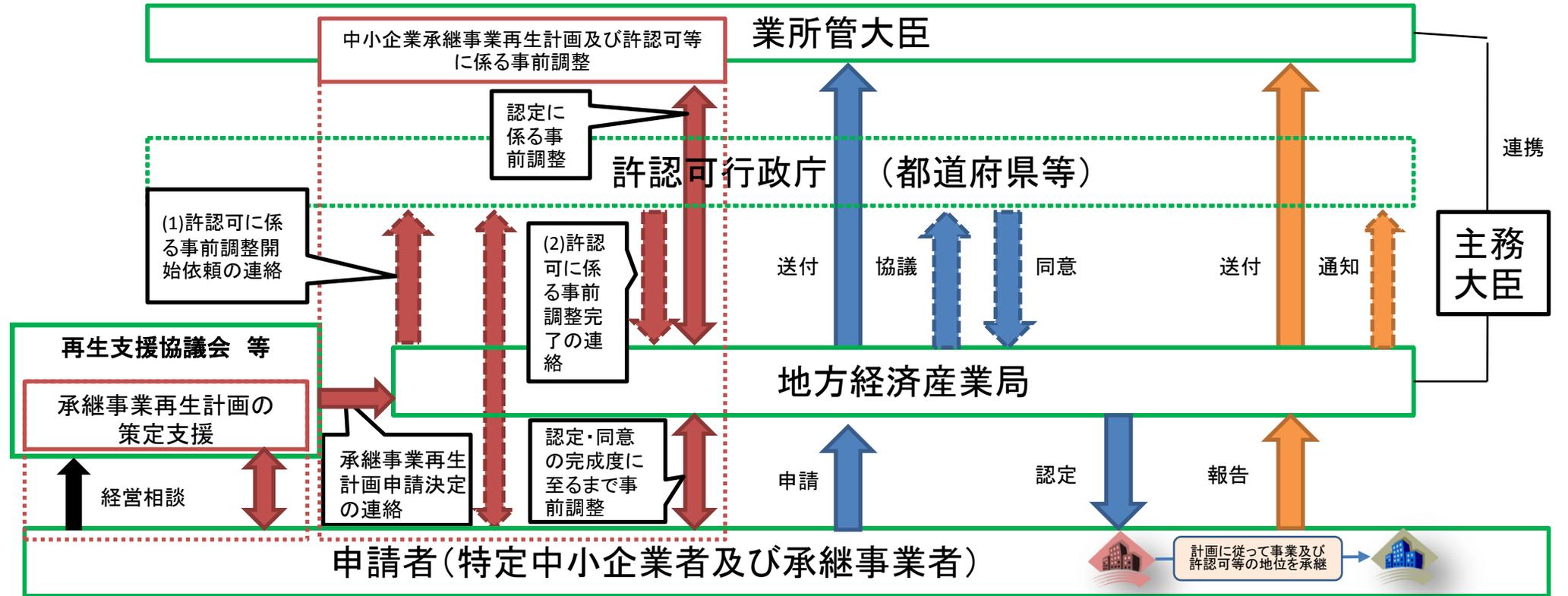
- 認定支援機関によるフォローアップの実施
- 中小企業再生支援業務の周知徹底

- 再生支援の専門人材・知見の充実
- 従業員の失業予防その他雇用の安定への配慮

法改正に  
合わせた改定

- ◎ 中小企業再生支援全国本部に関する事項の追加
- ◎ 中小企業承継事業再生計画導入に伴う支援体制の構築  
など

# 中小企業承継事業再生計画の申請・認定に係る運用上の流れ



## 今後のスケジュール

- 5月下旬から30日間 基本指針及び再生指針等のパブリックコメント
- 5月29日 基本指針及び再生指針等に係る経営支援部会
- 6月中 施 行

# 中小企業再生支援協議会の機能強化の現状について

## 課題

### 全ての協議会のレベルの向上

- 各々の地域事情を斟酌しつつも、協議会全体として基準・手法の一定の標準化が必要。

### 案件の高度化

- 債務免除や企業再編(会社分割・事業譲渡等)を伴う案件が増加

### 事業再生の確実な成果

- 再生計画策定支援完了先へのフォローアップが重要

### 小規模企業案件の増加

- 小規模企業(信用金庫・信用組合の融資先)の再生案件への対応が増加傾向

## 具体的な取組

### 中小企業再生支援全国本部による各協議会へ活動支援の強化

#### ①個別相談への対応能力強化

- ・各協議会からの個別相談への対応能力を高めるため常駐専門家を増員。(20年3月末6人 → 21年3月末19人 → 必要に応じて20人まで増員)

#### ②専門家人材の紹介

- ・地域における専門家不足を解消するため、各協議会への紹介機能を強化。(約900名程度の名簿データを集約。)

### 協議会の案件対応能力の向上

#### ①案件処理の手続、基準の統一化

- ・「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」を策定・公表することにより、協議会間の案件処理能力のレベル差を解消するとともに、手続きの透明性を確保。(20年4月4日公表)
- ・基本要領に加え、運用や考え方等を記載した「Q&A」を策定・公表。(21年4月6日公表)

#### ②体制強化

- ・案件増加への対応、処理能力向上のため、常駐専門家を増員。(20年3月末195人 → 21年3月末251人 → 必要に応じ300人体制に拡充)
- ・弁護士会、公認会計士協会、税理士会、診断士協会とのネットワークを強化。
- ・デューデリジェンス(財務、事業)費用の助成拡大。(最大100万円→平成20年度300万円)

#### ③業務改善活動(平成20年度以降実施)

- ・定期的かつ継続的に自己評価と外部評価を実施。

#### ④再生計画策定先のフォローアップ(平成20年4月から実施)

- ・「事業実施基本要領」において、中小企業診断士等を活用した完了案件のフォローアップを明確化するとともに、予算面で強化。

### 再生ファンドの拡充と連携強化

#### ①再生支援計画策定時の民間ファンドとの連携を推進。

#### ②平成21年4月に全国型を組成。中小企業再生ファンド(現在17件)の組成を更に強化。

### 小規模企業案件への対応能力の向上(信用保証協会による再生支援)

- ・平成20年9月から、①債権譲受け②再生ファンドへの出資機能を拡充。

## 1. 基本認識

事業再生は、事業価値のある企業、地域の雇用、取引先を守るものである。また債権放棄を行うこととなる金融機関にとっても経済合理性のある事業再生は債権保全にもつながる。このため、事業再生は、関係金融機関の共通の利益である。

## 2. 再生支援協議会の役割

昨年秋の金融危機以降、中小企業の事業再生を取り巻く状況は厳しいものとなっている。再生支援協議会をはじめ関係機関には、平常時とは違う事業再生の支援が求められている。

## 3. 平成21年度の目標

### (1) 状況に応じた迅速な支援

- ①財務・事業の両面における企業価値の評価の積極的な実施と計画策定の迅速化
- ②存続する事業の価値(持ち味)向上の支援
- ③リスケジュール型の支援による迅速な再生計画の策定(改定金融検査マニュアルの活用)
- ④第二会社方式の活用
- ⑤事業再生における雇用の確保と取引先の保護

### (2) 外部専門家、関係機関との連携

- ①地域金融機関との事業再生の基本認識について県内の関係機関は認識を共有化し、金融機関同士の信頼関係を確保する
- ②再生支援ファンド組成に向け地域金融機関へ働きかける
- ③財務事務所、日銀支店に対して協議会活動を定期的に報告する
- ④外部人材の積極的活用により協議会体制を充実する
- ⑤企業再生支援機構(国会にて審議中)と協力関係を構築する